

# 機能訓練中止基準

## ○バイタルによる中止

熱発	血圧	脈拍（分）	SPO2	不整脈(分)
38度以上	上180以上、下120以上	120以上、50以下	90%以下	10回以上
<b>視診や訴え</b>				
動悸、胸痛、めまい、吐気、冷や汗、強い頭痛、強い腹痛、息切れ				
チアノーゼ（唇や指などが青紫色） など				

## ○転倒歴、皮膚の状態による中止

《転倒があった場合》

- ①基本的に、転倒から1週間は痛みの経過観察をする為中止とする。  
※病院受診等の情報収集を施設長もしくは看護師に行ってください。
- ②炎症所見チェック（熱感、発赤、腫脹、疼痛）
- ③その後は骨折の有無、医師の指示、炎症所見の経過を統合的に捉え再開の可否決定  
※判断でき兼ねる場合は専属の理学療法士まで問い合わせ下さい。

《皮膚等の状態不良がある場合》

- ①褥瘡や創傷の有無を看護師に確認する
- ②皮膚への注意点を確認する

《浮腫が悪化した場合》

- ①浮腫の具合の変化量（周径）がいつもより明らかに大きい場合
- ②心不全等の悪化がないか看護師に確認する

## ○疼痛による中止

- ①強い痛みがある部位の運動は避ける
- ②軽度～中等度の痛みの場合、運動によって増強するのであればその部位の運動は避ける  
※運動によって痛みが出現しても5分以内に消失するのであれば、運動を再開して良い  
※日常生活に支障のない程度の痛みであれば運動を行っても良い